

令和3年度 京都市立下京中学校 「学校いじめ防止基本方針」

～生徒一人ひとりが自己存在感を実感できる学校生活が送れるように～

I 「学校いじめ防止基本方針」の策定

総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、平成29年3月の国による法の見直しと平成29年9月の京都市の指針改定を受けて、本校のいじめ防止等の取り組みの基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関する問題（＊1）である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護をすることが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

（＊1）国立教育政策研究所の追跡調査では、小4～中3の6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれている（国立教育政策研究所「いじめ追跡調査2010～2012」2013年）

(3) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては「いじめ問題」にはどのような特質があるのかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合には「早期対応」が重要である。以下は教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許されないものである。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

いじめ対策委員会

イ 構成（職名又は校務分掌）

学校長 副校長 教頭 主幹 生徒指導部長 補導主任 各学年部長 各学年補導係
養護教諭 教育相談主任 スクールカウンセラー （必要に応じて 関係機関・地域・
PTAと連携する）

ウ 役割

- 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い、指導に生かす。
- 定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し、推進する。
- 生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し、指導・支援を行う。

エ 開催時期

月1回（緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

オ 生徒・保護者への周知方法等

- いじめ対策委員会の構成・役割・開催時期を学校だよりにて掲載する。
- 学校運営協議会にて学校いじめの防止基本方針や学校の取組を説明・周知している。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(2) その他の関連する組織

ア 委員会名

生徒指導委員会（補導委員会）週1回

イ 構成（職名又は校務分掌）

学校長 副校長 教頭 主幹 生徒指導部長 補導主任 各学年補導係 養護教諭

ウ 委員会として取り組む内容

- 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- 問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- 問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し、実践する。
- いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力の下、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対して指導・支援を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

いじめ問題について、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、教職員は「いじめはどの学級にも学校にも起こり得る」という認識に立ち、「好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを生まない学級・学校づくり」に取り組む必要がある。以下、具体的な取り組みをここに示す。

(I) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる環境づくりに努める。

イ 授業改善

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと、指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

ウ 道徳教育

生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進委員会を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基盤となる道徳的資質を培うため年3回、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。

また、休日参観や公開授業において道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

エ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・生徒会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高め、自己実現につなげる取り組みを推進する。
- ・京都市中学校生徒会宣言について様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言に基づく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。
- ・12月の人権週間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成する。また、小中一貫の取り組みとして「心の輪キャンペーン」活動の充実。
- ・地域・PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。
- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

オ 生徒同士の絆づくり

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・生徒自身が価値ある存在であり、自分自身を大切に思う「自尊感情」が感じ取れる心の居場所づくりの取組を進める。
- ・授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫して、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行う。

カ その他

いじめに関するアンケート・クラスマネジメントシート・教育相談アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の生徒に関する情報共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒の些細な変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・日常の生徒観察に加え、いじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景を探り早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと、年2～3回（3年は2回）の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等、生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し、適宜適量な支援・指導を行う。

イ 生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを6月、無記名アンケートを10月に実施。また、クラスマネジメントシートを年2回実施し、活用していく。
- ・学校評価の生徒によるアンケート（記名式）において「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

- ・6月と10月に「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、その後の生徒の観察に努め、必要に応じて個々に相談・支援活動を行う。また、それが指導すべきものかどうか、学年や生徒指導部との連携を図り、その保護者と連携をとっていくなど迅速な対応を行っていく。
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談

ウ その他

- ・登下校・休み時間・掃除中など校内外巡視により徒の様子を観察していく。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

(3) いじめが起こったときの措置

ア 基本的な考え方

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消した事案についても、学校組織として把握し、（いじめの認知）、解決に向けた取り組みを行う。

いじめに対する処置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒及び保護者への支援、いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの生徒への関わりを把握する。
- ・被害生徒への支援、加害生徒への指導体制をとる。
- ・被害及び加害生徒の保護者に連絡すると共に、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害生徒及び保護者への支援を行う。
- ・加害生徒及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては警察にも連絡を入れる。

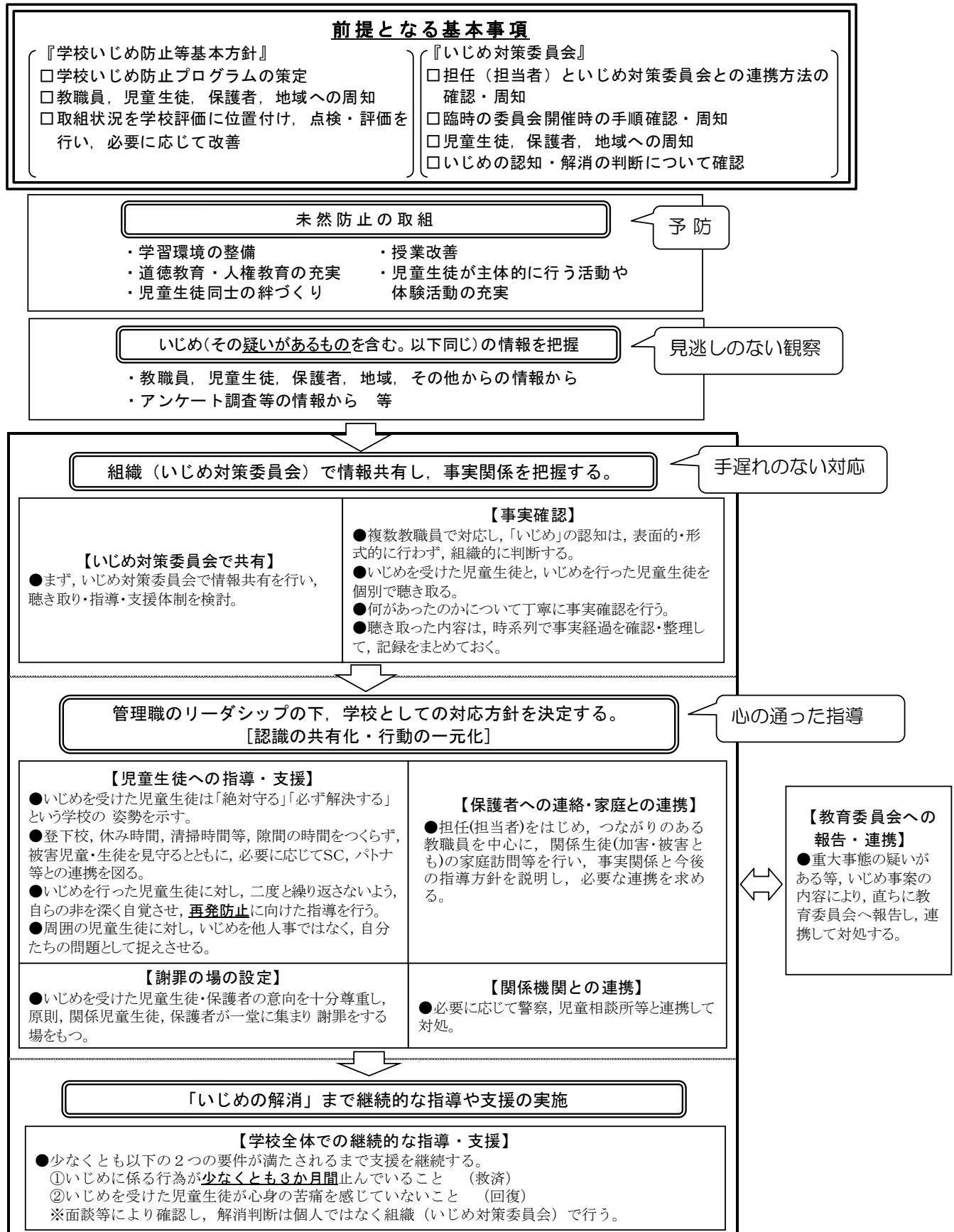
ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持ち込みと使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性は勿論のこと問題行動全般に関する未然防止のための啓発・指導に努める。
- ・個人情報の漏洩や他人への中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科・技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、教職員は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。
- ・いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみを捉えるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処する。
- ・いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援を行う。

くいじめ事案に対する組織的な対応の流れ>



(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

4月・8月・12月・3月に行う生徒指導研修会時に実施する。

内容は「下京中学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉え、いじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には「いじめられないか?」「他の子どもをいじめていないか?」などの家庭・地域での声掛けを生み出していけるようにする。
- ・「家庭と学校の協働のススメ」をもとに保護者と規範意識の向上やいじめについての理解を共有する。
- ・下京中学校PTAとの連携の下、いじめ問題や「下京中学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害生徒・被害生徒の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議
 - ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取り組みの推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査への協力。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	<p>◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」</p> <p>◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」</p> <p>◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」</p> <p>◆生徒指導研修会</p> <p>◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生を迎える会 ・学級目標決め 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校説明会で保護者啓発 ・家庭訪問週間 ・学校運営協議会①
5	<p>◇いじめ対策委員会②③ 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有① 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 総会
6	<p>◇いじめ対策委員会④⑤ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◆臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 【1・2年】校外学習 【3年】修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有① ・教育相談の実施① 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日参観 ・学年懇談会 ・支部研究授業 ・学校運営協議会②
7	<p>◇いじめ対策委員会⑥ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・三者懇談会 ・学校評価アンケート ・いのちプロジェクト 		<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会
8	<p>◇いじめ対策委員会⑦ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて</p> <p>◆生徒指導研修会</p> <p>◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」</p> <p>◆小中合同研修会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夏補習 ・生徒会リーダー講習会 「いじめのない学校にするために」 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域パトロール

	「いじめ問題について協議、連携を深める」			
9	◇いじめ対策委員会⑧⑨ 「学校評価の実施に向けて」	・公開授業週間 ・文化祭、体育祭に向けての取組		
10	◇いじめ対策委員会⑩⑪ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会④ 「いじめに特化した出前研修の実施」	・合唱コンクール ・文化祭 ・体育祭 【2年】職場体験	・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談の実施②	・学校評価の実施 ・道徳公開授業 ・学校運営協議会③
11	◇いじめ対策委員会⑫⑬ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施(生徒指導の三機能を生かす)」	・小中児童生徒会交流会 ・小中部活動体験 ・研究授業発表会	・教育相談の実施② (3年進路相談) ・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②	・進路保護者会 ・入学説明会
12	◇いじめ対策委員会⑭ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 ◆生徒指導研修会	・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・三者懇談会 ・学校評価アンケート ・心の輪キャンペーン		・三者懇談会
1	◇いじめ対策委員会⑮⑯ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの結果から」 ◆年間反省①(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・小中連携授業参観 ・小中連携の情報の集約について ・いのちプロジェクト		
2	◇いじめ対策委員会⑰⑱ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	【1年】ケータイ教室 【2年】非行防止教室 【3年】薬物乱用防止教室		・学校運営協議会④ ・学校評価の実施
3	◇いじめ対策委員会⑲ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆生徒指導研修会 ◆職員会議 「年間を通していじめ事案の経過の共有」「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	

